No. 22

亀 岡 市 都 市 計 画 図

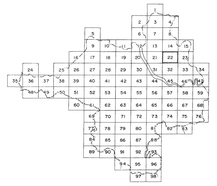

行政区画

京都府
亀岡市

記号

建物		△37.2	三角点
堅ろう建物		□12.44	水準点
無壁舎		○14.8	多角点及び標石のある図根点
		・25.6	標石のない図根点
		・18.7	位置測定による補助点

神社		門	
寺院		屋門	
キリスト教会		鳥居	
学校		高塔	
病院		電波塔	
警察官駐在所 警察官派出所		油井・ガス井	
消防署		とうろう	
郵便局		墓	
三一		記念碑	
変電所		立	
倉庫		独立樹	
火薬庫		起重機	
揚排水ポンプ場		煙突	
浄水場の主な施設		水位観測所	
官公署		タンク	
裁判所		(空)燈台	
検察庁		燈標	
税務署		路燈	
営林署		トンネル・坑口	
公会堂・公民館		洞口	
銀行		煙突口・噴気口	
職業安定所		温泉・鉱泉	
保健所		材料置場	
協同組合		石段	
幼稚園・保育園		へい	
		かき	

高幅道路		普通鉄道	
庭園路		特殊軌道	
軽車道		索道	
徒歩道		プラットホームおび乗降場	
建設中の道路		鉄道及び道路の高架部	
歩道・合難坂		転車台及び雪よけ等の部	
建築歩道橋 雪よけ等の部		停留所及び安全地帯	
果樹		送電線	
切取部・盛土部		区域界	
土堤・土囲		種生界	
都・府・県界		耕地界	
北海道の支庁界		都・市・特別区界	
		町・村界、指定都市の区界	

田		その他の農用地	荒地
畑		芝地	はい松地
きろう及び囲		広葉樹林	笹地
桑畑		針葉樹林	竹林
茶畑		(湿)湿田	
果樹園		菌床	(湿)湿地

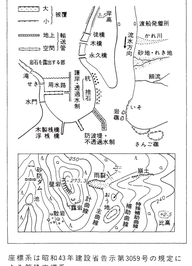

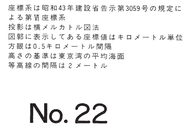

凡例

- 都市景観形成地区
- 湯の花温泉景観形成地区
- 自然景観形成地区
- 一般地区
- 一般地区(城下町地区)

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

平成6年測量
平成10年修正

(1) 1. 撮影 平成10年2月
(2) 2. (1)判図 平成6年10月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8
(2)測図 平成10年8月 オートグラフA10、ステレオプロッターA8
3. (1)現調 平成6年10月
(2)現調 平成10年6月

1:2,500

0 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平10 近公 第 57 号」

亀 岡 市

No. 22

株式会社 かんこう調製